

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人あかしあ労働福祉センター（以下「当法人」という。）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事および監事）および評議員（以下「役員等」とする。）の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第2条 日常的に法人業務に就く役員等に対し、次の通りの報酬を支給する。但し、職員として勤務する者を除く。

対象	要件	報酬額
理事	月5日以上かつ20時間以上勤務した者	月額50,000円

(費用弁償)

第3条 役員が、理事長の指示または理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次のとおり費用を弁償する。ただし、管理者等の施設職員が役員の場合は支給しない。

(1) 理事会および評議員会に出席した場合の費用弁償

旭川市内	交通費として実費相当額を支払う。ただし、自己所有車を使用する場合は支給しない。
その他	当法人「旅費規程」による。

(2) 監事が、監査を実施した場合の費用弁償

旭川市内	交通費として実費相当額を支払う。ただし、自己所有車を使用する場合は支給しない。
その他	当法人「旅費規程」による。

(3) 役員等が上記(1)(2)以外の法人業務を行った場合の費用弁償

旭川市内	交通費として実費相当額を支払う。ただし、自己所有車を使用する場合は支給しない。
その他	当法人「旅費規程」による。

(改廃)

第4条 本規程は、評議員会の議決を経て、改廃することができる。

附則

- この規程は、2017年4月1日から施行する。
- この規定は、2023年4月1日から施行する。